

チベットにおけるジャムチの設置

山本 明志

はじめに

13世紀に興ったモンゴル帝国は、その領域内にジャムチ（站赤／*jamci*）、すなわち駅伝網を張りめぐらせた。チベットもその例外ではなかったが、チベットにおけるジャムチの実態については、まだ十分に解明されているとはいいがたく、例えば、その設置年代についても、諸研究者間で一致した見解は示されていない。ジャムチは13～14世紀のことを記すチベット語史料中に *'jam~'jams* と表記されるが、ダス Das, S. C. はこの語を行政単位の名称と考え（Das 1904, 97）、トゥッチ Tucci, G. も、この語がモンゴル語で「駅」を示すと指摘する一方で、行政単位とも考えた（Tucci 1949, 13）。その後、洛桑群覚・陳慶英は、*'jam~'jams* を行政単位とする考えを批判して「駅伝／駅站」を意味することを指摘し、チベットにおけるジャムチの設置を、1260～1265年のパクパ（*'phags pa blo gros rgyal mtshan dpal bzang po*）とその弟チャクナドルジェ（*phyag na rdo rje*）のチベット帰還時であるとした（洛桑群覚・陳 1984, 67, 71）。

一方ペテック Petech, L. は、中央チベットにおけるジャムチの設置を16世紀半ば成立の『ケーパーガトン』によって1269年と考え（Petech 1990, 62）、また乙坂智子は、「（チベットにおける）站赤の設置年代を特定することはむずかしい。世祖即位当初の中統初年から、站赤のことがすでに見える第一次戸口調査の段階、すなわち至元五（1268）年までの間と幅を持たせる他はない」という（乙坂 1990, 64）。

ジャムチに関わる具体的な記述は、1434年成立の『ギャプイクツァン』（GBYT）に見られるものが最も古く、先行研究でも主に本史料が利用されてきた。しかし、その記述は一箇所にとまわっているわけではなく、主に二つの部分、すなわち表題の無い273～277頁の部分（以下 [A]）と、296～304頁の「チベット13万戸の弁別と駅站・大ジャムチを管理する方法の章（*bod khri skor bcu gsum gyi ngos 'dzin dang 'ja' mo 'jam chen 'dzin lugs skor*）」という表題を持つ章の部分（以下 [B]）に分かれている。先行研究では、この二箇所の記述を一括して扱ってきたが、両者の描くチベットのジャムチ像には違いが見られる。

本稿ではGBYTの記す内容を、特にこの記述箇所の相違に留意しつつ再検討し、チベットにおけるジャムチ設置の年代について考えてみたい。あわせて、モンゴル時代において、いかなる背景の下でチベットにジャムチが設置されていくのかも検討することとする。

1 GBYT [A] に見えるジャムチ設置関係記事

GBYTにおいて、ジャムチに関わる記述が現れる最初の箇所は、[A]の部分である。まずは

—チベットにおけるジャムチの設置—

じめに、チベットにおけるジャムチ設置について述べる次の文章を見てみよう。

sa skya man la/'ja' mo che chung du 'os/sa 'jam rtsub/mi sde dar rgud/rgya 'jam la dpes las tshugs shog bla ma 'phags pa yar phebs dus/'byon lam bde dgos pa yin/ (GBYT, 274-75)

サキヤ (sa skya) 以東に、大小の 'ja' mo (駅) に適するように、土地が平坦かどうか、(管理する) 民戸が富裕かどうか、中国 (rgya) の 'jam (駅) を模範にして (駅) をつくれ。ラマ=パクパ (bla ma 'phags pa) が西 (すなわちチベット) に行かれる時、おいでになる道が快適である必要がある。

この部分の発話者は、モンゴル帝国第五代カアンのカビライである。カビライはダシュマン (Mon. Dašman; Tib. das sman) という人物を以前にチベットに派遣していたが、その報告を受けた後、上のように述べている。ここではパクパが漢地から本拠地であるサキヤに帰還する際、道路が整備されていることをカビライが求めている点が重要である。つまり、パクパのチベットへの帰還と、ジャムチの設置は連動しているのである⁽¹⁾。

パクパの居所については、福田洋一・石濱裕美子がパクパの著作のコロフォンに基づいて詳細に検討しており (福田・石濱 1986, 45-72)、それによれば 1264 年はじめにパクパはカビライのもとを出発し、1265 年 3 月ごろにはサキヤに到着している。すなわち、チベットにおけるジャムチは、パクパがサキヤに到着する 1265 年 3 月までには、何らかの形で一応出来上がっていたと考えられるのである。

では、どのようなルートが採用されたのであろうか。[A] の上引箇所が続く部分では、ダシュマンが再度チベットに派遣され、ジャムチを建設したことが述べられる⁽²⁾。ダシュマンはドメー (mdo smad) のデンティク水晶仏殿 (dan tig shel gyi lha khang)・ドトウ (mdo stod) のツォムドサムドゥブ寺 (gtso mdo bsam 'grub)・ツァン (gtsang) のサキヤの三箇所を民衆を集め、そこで人々に下賜品を与え、カビライの聖旨を読み上げたという⁽³⁾。そしてこの聖旨は、ジャムチ建設に関するものであった (GBYT, 275)。

さて、沈衛榮の研究によれば、デンティク水晶仏殿は河州⁽⁴⁾にあり、ここには吐蕃等処宣慰使司都元帥府 (= 朶思麻宣慰司 = ドメー宣慰司) が置かれていた。また、ツォムドサムドゥブ寺は、土蕃等路宣慰使司都元帥府 (= 朶甘思宣慰司 = ドカム [mdo khams] 宣慰司) の治所であったと推測され、サキヤは間違いなく烏思蔵宣慰使司都元帥府 (= ウ・ツァン宣慰司) の治所であった (沈 2003, 81-87)。ダシュマンがこの三箇所をジャムチ設置の聖旨を読み上げたのは、ジャムチルートがこれらを繋ぐ道であったからだろう。この三宣慰司は、大元朝廷のチベット行政を担当する宣政院の主たる出先機関であり、行政文書のやりとりや官員の往来の便のためには、ジャムチルートは当然この三地点を通っているはずである。

また、GBYT はダシュマンによる聖旨の宣読の記事に続けて、以下のように述べる。

rgya bod kyi so 'tshams nas/sa skya man la/'jam chen/kun dril nyi shu rtsa bdun gtsugs/so sor phyena/mdo smad pa 'jam pas/'ja' mo bdun/mdo stod la/'ja' mo dgu dbus gtsang la 'ja' mo bcu gcig de'i nang nas kyang/dbus pa 'ja' mja' mo 'dzin dgos pa la/sog shag rtsi bar/sha pho/rkong /dgon gsar/gya ba dang bdun/gtsang pas 'dzin dgos la/stag tshong 'dus/dar lungs/grom mda' rang dang bzhi btsugs/

—チベットにおけるジャムチの設置—

so so'i khris skor mams kyis/'jam skyor 'dab pa'i bkod pa byas/ (GBYT, 275-76)

中国とチベットの境からサキヤ以東に、'jam chen (大駅) を全部で 27 建てて。それぞれ分けると、ドメーの人の 'jam pa (站戸) による駅は 7, ドトゥーに駅は 9, ウ・ツァンに駅は 11。その中で、ウの人の駅で駅を管理する必要があるのは, sog・shag・rtsi bar・sha pho・rkong・dgon gsar・gya ba の 7 箇所である。ツァンの人が管理する必要があるのは, stag・tshong 'dus・dar lungs・grom mda' rang の 4 箇所である。それぞれの khris skor (万戸) 達による、(管理する) 駅伝の範囲をつくるべし。

ここからは、中国とチベットとの境からサキヤまでが、この時に設置されたジャムチルートであったことがわかる。中国とチベットとの境界としては、臨洮が重要である⁽⁵⁾。臨洮府は大元政府の行政区画上、陝西行省の下、鞏昌等処総帥府に所属しており (YS, 1429-30)、中国からチベットへ向かう際、中国側の出口は臨洮であった。ではチベット側の入口はどこであったのだろうか。パクパのサキヤ帰還にあわせたジャムチ設置より時代はくだるが、『元史』巻 7、世祖本紀 4、至元九 (1272) 年四月己丑の条には、次のような記述がある。

詔して土蕃・西川の界に寧河駅を立つ⁽⁶⁾。(YS, 141)

寧河は『元史』巻 60、地理志 3 によると、ドメー宣慰司に属する河州路の属県であった (YS, 1432)。ドメー宣慰司は先述の通り、チベット行政を管轄する宣政院の官衙であり、寧河はチベット領域内にあるといえる (YS, 2195)。すなわち、チベット側の入口として 1272 年になると寧河駅が建てられたのである。サキヤまでのジャムチ設置当初、寧河駅は存在していないが、GBYT の言う「中国・チベットの境」とは、地理的には臨洮～寧河あたりを考えればよいであろう。

[A] の記述により、パクパのサキヤへの帰還にあわせてチベットにジャムチが建設されたことがわかり、またパクパがサキヤに到着している 1265 年 3 月までには、臨洮付近からサキヤまでのジャムチルートがひとまず完成していたという結論が導かれる。そして、このルートは、宣政院の出先機関である三宣慰司の治所を繋ぐものであった。

2 GBYT [B] に見えるジャムチ設置関係記事

[A] の箇所の後、GBYT はチベットのジャムチがいかに素晴らしいかについて、そしてクビライが戸口調査をチベットにおいて行い、パクパにチベット 13 万戸を献上したエピソードを記す。そして、クビライの南宋遠征で活躍したバヤン (伯顔/Tib. ba yan) の事績⁽⁷⁾、大元朝廷で経済官僚として専権をふるい、チベット行政にも深く関わったサンガ (桑哥/Tib. sang gha) の事績が記される。サンガの事績の中には、ウ地方のジャムチの管理方式を改革したことが挙げられているが、この点は後で論じる。おおよそ [B] までの GBYT の記述は整然と時系列順に並んでいる印象はなく、GBYT に先行する様々な書物に見えるエピソードが羅列されているようである。

そして [B] の記述が始まる。特徴的なのは、この箇所が先述のとおり「チベット 13 万戸の

—チベットにおけるジャムチの設置—

弁別と駅・大ジャムチを管理する方法の章」という表題を持っていることである。この表題がどの段階で付されたのかは不明であるが、[A]とそれに続く一連の記述とは、この表題によって一線が画されている。

[B]では、まず戊辰 (sa 'pho 'brug) の年、すなわち 1268 年に大元朝廷から派遣されたアコン (a kon) とミリン (mi gling) が戸口調査を行い、それから 20 年後の丁亥 (me phag) の年、つまり 1287 年にホシュ (ho shu) とウヌケン (u nu khan) の二人が派遣され、サキヤの行政長官であるブンチェン職にあったシュンヌワンチュク (gzhon nu dbang phyug) とともに再度戸口調査を行ったことが述べられる (GBYT, 298)。それに続いて、中央チベットの万戸の名とそれぞれに属する戸数が列挙される。この記述が戸口調査の結果であることは間違いない。以下最初の部分だけ示す。

stod kyi mnga' ris skor gsum po//pu rangs gangs ris skor ba dang//gu ge g-ya' yi bskor de dang // mang yul chu yis yongs bskor ba//de rnam kun du dril ba la//rtsa dud nyis stong drug brgya dang// sum cu rtsa lgar kun kyang 'dus//mnga' bdag 'og na yod pa yis//mnga' ris phyogs kyi mi sde la// bdun bryga drug cu rtsa bdun no//la stod lho pa'i dud kyi grangs//stong dang brgyad cu rtsa dgu yin// la stod byang pa la gtogs pa//nyis stong nyis brgya bcur 'dus//lha sde gzung pa zur na gsal//de nas chu mig khri bskor la//hor dus sum stong nyag gsum yin//zhal lu khri bskor sum stong dang//brgyad brga dgu bcu rtsa gnyis yod// (後略) (GBYT, 298-99)

西部の mnga' ris 三地方は、pu rang は雪山に囲まれており、gu ge は岩山に囲まれており、mang yul は水で広く囲まれており、それらはすべてをまとめると、主たる戸は 2635 戸に一切が集まり、王の下にある mnga' ris 地区の民戸としては 767 戸がある。南 la stod の人の民戸の数は、1089 戸である。北 la stod の人に含まれるものは、2210 戸がある。寺戸に区分されるものを除くのは明らかである。それから、chu mig 万戸には、民戸が 3003 戸である。zhal lu 万戸には 3892 戸がある。(後略)

そして戸口調査の結果に続いて、どの万戸がどの駅を管理するかが記される。例えばツァンの駅である dar lungs に関しては、次のように記される。

chu mig khri bskor sum stong nyag gsum gyis//dar lungs 'jams chen 'dzin pa yin (GBYT, 302)
chu mig 万戸は 3003 戸で、dar lungs 大駅を掌握する。

戸口調査で chu mig 万戸には 3003 戸あるとされていたが、そのすべてで dar lungs 大駅を管理していることになる。このように戸口調査で示された戸数と、ジャムチ管理を負担する戸数が一致する例はとても多い。チベットの民戸のほとんどは、ジャムチを管理する站戸とされていたのかもしれない⁽⁸⁾。さて、このジャムチ管理規定の箇所に見える駅の名 (GBYT, 302-03) と、[A]に挙がるウ・ツァンの駅名 (GBYT, 275-76)、及び [A] と [B] の間に挟まれた、サンガの事績中に見えるウの駅名 (GBYT, 292) を対照させたものが、次の【表】である。

——チベットにおけるジャムチの設置——

【表】中央チベットにおける駅名一覧

No.	[A] pp. 275-76	p. 292	[B] pp. 302-03	管理者	管理戸数
1			四大駅	gtsang/ mnga' ris	各 100 戸
2			sa skya の大駅	南北 mnga' ris	
3			mar la thang の小駅	南 mnga' ris?	
4			zhab khar の小駅	mnga' ris	
5			gyam rings の小駅	mnga' ris	
6			spong len の軍駅	mnga' ris	
7			ma phang の小駅	pu rangs	
8			南北 gu ge の小駅	me tog se rur	
9	dar lungs		dar lungs の大駅	chu mig 万戸	3003 戸
10	tshong 'dus		tshong 'dus	zhal lu	3060 戸
11	stag		stag	ya 'brog	16 leb
				bya rog tshang	28 rta mgo
				shang	11 rta mgo
12			yar srib の小駅	ya 'brog	
13	grom mda' rang				
14			go pe	'bri khung	3000 戸
15			ga ra	bya yul	2650 戸
				'tshal	350 戸
16	sog	srog	sog	rgya ma	2650 戸
				'tshal	350 戸
17	rtsi bar	rtsi bar	rtsi dbar	phag gru	2438 戸
				stag lung	500 戸
				lha	600 戸
18	sha po	sha pho	sha pho	gra ma thang など	200 戸
				'ol kha	4 戸
19	rkong	rkong	rkong	g-ya' bzang	3000 戸
20	shag	shag			
21	dgon gsar	dgon sar			
22	gya ba	gya ba			

[A] に挙がる駅名は、中央チベットにおけるジャムチの初置段階のものであった。【表】からは、サンガの事績中に見えるウの駅名と、[A] に見えるそれとは、綴り字の異同はあるが、おおよそ一致していることがわかる。しかし、[B] に見える駅名は、[A] 及びサンガの事績中に見えるそれとは、いくつかの部分で異なっている。特にNo.1～8のチベット西部のンガリに関わる駅が増えていることは注目に値する。つまり、初置段階以降、[B] のジャムチ管理規定の記述のもとになるものが書かれるまでの間に、ンガリ方面へジャムチルートが延長されていたと考えられるのである⁽⁹⁾。

さて、このジャムチ管理規定は、どこの万戸が何戸で、どこの駅を管理するかが記されており、戸口調査の結果をうけて書かれたことは間違いない。チベットにおける戸口調査は先述の通り、1268年と1287年の二回実施されている。では、どちらの戸口調査の後にこの管理規定が作られたのだろうか。また、いつごろンガリ方面へジャムチルートが延長されたのだろうか。この問題については、[B] の戸口調査とジャムチ管理規定の典拠、および時代背景から考えてみたい。

3 戸口調査とジャムチ管理規定

[B] の戸口数の記録の最後には、その典拠について「サキヤのブンチェンで zam gru gun ming dben hu⁽¹⁰⁾の地位にあるシャーキャサンポ (sha'kya bzang po)」の記録によったと記されている。シャーキャサンポはパクパがクピライのもとへ再度赴く際に、後事を託されて初代ブンチェンに任ぜられた人物である。パクパは1267年にサキヤを出発するが(福田・石濱1986, 67-68), その翌年, 1268年に第一回目の戸口調査が行われている。その差は一年である。1268年にシャーキャサンポがまだブンチェン職にあり, [B] の戸数の記述は彼の記録を写したものと考えても, 年代上矛盾はない。また, ジャムチの設置と管理方法の確定はセットで考えるべきものであろうから, 第一回戸口調査に基づき何らかのジャムチ管理規定が作られたはずである。

では, [B] のジャムチ管理規定が第一回戸口調査に基づくものと即断できるだろうか。ジャムチ管理規定の冒頭は「ツァン方面はアクンとミンリン (ming gling) の, ウ方面は司徒アキ (si tu a skyi) の行った戸口調査によって, ジャムチを管理する方法は次の通りである」という文から始まる。アクンとミンリン(ミリンの異綴りであろう)という1268年の調査者の名前が挙がっていることから, これは第一回戸口調査に基づくものであるとも考えられる。しかしこの管理規定の最後の部分では「サキヤパのナンチェン (nan chen) と都元帥 (du dben sha) であるシュンヌグン (gzhon nu mgon)」の記録によってこれを書いた, とGBYTは述べている。このシュンヌグンの名に一致する人物は, 管見の限り諸史料中から見出すことはできない。

一方, 第二回目の戸口調査の際に協力した人物として, プンチェンのシュンヌワンチュクがいることは, 前章で述べたとおりである。この人物は『元史』巻15, 世祖本紀12, 至元二十五年(1288)年十月己未の条に,

烏思蔵宣慰使軟奴汪朮は嘗て其の管内の兵站の饑戸を賑わせば, 桑哥之を賞さんことを請い, 銀二千五百両を賜う。(YS, 315)

とある, ウツァン宣慰使の軟奴汪朮と同一人物と考えられてきた(陳1984, 2)。この記事自体はブンチェンが宣慰使である点が注目されてきたが, 彼が「管内の兵站の饑戸」に援助し, チベットともかかわりの深いサンガによって賞賜に与っている点も重要だろう。また「兵站」は, 【表】のNo.6で「軍站」と訳出した, チベット語でいうところの「dmag 'jams」と語の構造が等しく, 関連が予想される。この『元史』の記事もあわせて考えると, シュンヌワンチュクは, 第二回戸口調査と駅行政に関わった人物だと言える。さらに, ウツァン宣慰使は「宣慰使司都元帥府」の長官であり, シュンヌワンチュクが都元帥を名乗ってもおかしくはない。「シュンヌグン」の「グン」は現在の所解決できないが, [B] のジャムチ管理規定の典拠となったものを書いた「都元帥シュンヌグン」は, 第二回戸口調査に関わったブンチェンのシュンヌワンチュクであり, [B] の記述は1287年の第二回戸口調査をうけたものである, という可能性は否定しきれないと思われる。

—チベットにおけるジャムチの設置—

次に時代背景からこの問題を考えてみよう。1270年代になると、二代目プンチェンのクンガーサンポ (kun dga' bzang po) が中央チベットで反旗を翻し、パクパは1275年に西平王アウルクチやサンガとともに、サキヤに戻ることになる(中村1997, 124-26)。クンガーサンポの乱は間もなく平定されるが、その戦後処理において、サンガは「上手のモンゴル (stod hor)」に対する哨戒所に守備隊を設置する(中村1997, 128)⁽¹¹⁾。「上手のモンゴル」は西チベット方面から侵入してくる勢力だと考えられ、中村淳は、これは当時クビライ政権と対峙していたシリギに関わる勢力ではないかと推測する(中村1997, 129)。またこの時、サンガはウの万戸のジャムチ管理方式を改め、これまでウの万戸配下の民戸が管理していた中央チベット北部の駅を、チベットに駐留しているモンゴル軍が管理し、物資納入だけをウの万戸に課すことにした(GBYT, 292)。先に引用した『元史』に見える「兵站の饑戸」と言われるものは、このサンガの改革時に登場した、モンゴル兵が常駐している駅に物資を納入する民戸を指すのかもしれない。いずれにせよ、1275年時点では多数のモンゴル軍が中央チベットに駐留し、西チベットへの警戒や、ジャムチの維持管理に従事していたのである。

そして1280年にパクパが逝去すると、1285年頃からウのディクンパ ('bri khung pa) がサキヤに対して反乱を起こす。その際もディクンパは、「上手のモンゴル」を引き入れたとされる。この時の「上手のモンゴル」は時期から考えて、中央アジアでクビライに対して大きな反攻勢力となっていたカイドウの勢力ではないかと考えられている(中村1997, 128-29)。

1270年代以降、「上手のモンゴル」に対処するため、西チベット方面への警戒が必要になる状況が生まれる⁽¹²⁾。ここで、再度【表】の[B]を見てみると、[A]には見られなかったンガリの駅名が並んでいることが重要な意味を持っているように思われる。そもそもジャムチは、辺境の情勢を中央に通達することを目的の一つとしていた⁽¹³⁾。正確で迅速な軍事情報を伝達するためには、駅伝の力は不可欠である。時代背景を考慮に入れると、ンガリ方面へジャムチルートが延長される必要性は、1270年代以降に生じると考えられる。

ンガリに関する漢文史料は極めて少ないが、『元史』巻17、世祖本紀14、至元二十九(1292)年九月甲申の条に、

烏思蔵宣慰司言えらく、「必里公反するの後由り、站駅遂に絶え、民貧にして供億す可き無し」と。命じて烏思蔵の五駅に各おの馬百・牛二百・羊五百を給し、皆な銀を以てす。軍は七百三十六戸、戸ごとに銀百五十兩なり。(YS, 366-67)

という記事がある。必里公はディクン ('bri khung) の音写である。ディクンパの乱により、チベット内部の駅がその影響を被るが、ウツァン宣慰司はそれに対して援助しきれないことを中央政府に報告する。そして中央はウ・ツァンの五つの駅に対し、銀立てで馬・牛・羊購入の費用を支給している。さて、この時中央チベットの問題を中央政府に報告しているのは「烏思蔵宣慰司」であった。しかし、後続する九月丁亥の条では

宣政院の言に従り、烏思蔵納里速古兒孫等三路宣慰使司都元帥[府]を置く。(YS, 367)

と記されている⁽¹⁴⁾。「納里速古兒孫」はンガリコルスム (mnga' ris skor gsum) の音写である。1292年の時点で、大元朝廷は中央チベット行政に関わる出先機関であるウツァン宣慰司にンガ

——チベットにおけるジャムチの設置——

りの名を付したのである。つまり大元朝廷が掌握する区域としてンガリ地区が本格的に加わったのは、クビライ時代末期であったと考えられる⁽¹⁵⁾。

最初の戸口調査がチベットにおいて実施された1268年の時点で、ンガリ地区にジャムチを設置する積極的な理由は見出せない。むしろ、二回目の戸口調査が実施された1287年ならば、中央チベット内部の混乱に関わって侵入する「上手のモンゴル」の警戒のため、ンガリ地区は注目されている状況にあり、また親クビライの立場であるサキヤを防衛するため、サキヤ以西の大元朝廷による掌握は不可欠の段階に入っている。

このように時代背景を考えると、ンガリ方面へのジャムチルートは、漢地とチベットとの境からサキヤまでのルートが設置された初置段階にはなく、クンガーサンポの乱・ディクンパの乱などでンガリ方面における対「上手のモンゴル」の警戒がなされた際に設置され、1287年の戸口調査を経て管理規定が決定されたと考えられるのである。また、プンチェンのシュンヌワンチュクが存在も考慮すれば、[B]のジャムチ管理規定は、1287年段階の状況が反映されている可能性が高いといえる。

おわりに

以上検討してきたことをまとめれば、次のように言える。まず1265年のパクパの第一回サキヤ帰還にあわせて、中国とチベットの境からサキヤまでのジャムチルートが開設された。この時のことを記したものが[A]にあたる。しかし、この時点では十分な駅管理規定は作成されていない。1268年に第一回戸口調査がチベットにおいて実施され、それに基づいて駅管理規定が作られたのであろう。1270年代以降、西チベット方面から「上手のモンゴル」が侵入してくるようになると、それに対する軍事的警戒の必要から、サキヤ以西のンガリ方面へジャムチルートが延長される。そして、1287年の戸口調査に基づき、ジャムチ管理規定は修正され、[B]の記録として残された。すなわちチベットにおけるジャムチの設置は、少なくとも二段階の過程を経ており、かつその設置においては、パクパの帰還・「上手のモンゴル」への警戒という歴史的背景があったと考えられる。

モンゴル時代において、チベットは中国や中央アジアの情勢の影響をそれまで以上に強く受け、変化していく。モンゴル政権によるジャムチの設置も、チベットにもたらされた変化の一つである。このジャムチを利用し、チベット人の僧侶たちは中国から大量の布施をチベットに運び込むようになった(山本2008)。中国への公的なルートは、モンゴル時代以降、寧河・臨洮へ抜けるルートとともに、四川へ出るルートも重要になっていく(佐藤1986, 782-97)。本稿ではチベット西部のジャムチルートに注目したが、東方へのルートについても今後考える必要があるだろう。

また[B]の管理規定では、ンガリの民戸が何戸でンガリのジャムチを管理するかは記されていない。ここも、サンガの改革で誕生したような、モンゴル軍が駐留し、物資納入だけを在地の民戸に課す方式が採られていたのかもしれないが、本稿では十分な考察ができなかった。モンゴル時代におけるンガリ地方の情勢も視野に入れつつ、今後検討していきたい。

略号表

- GBYT stag tshang rdzong pa dpal 'byor bzang po. *rgya bod kyi yig tshang mkhas pa dga'byed chen mo 'dzam gling gsal ba'i me long*. 『漢藏史集』 成都：四川民族出版社，1985。
- YC yar lung jo bo sha'kya rin chen sdes. *yar lung jo bo'i chos 'byung*. 『雅隆覺沃教史』 成都：四川民族出版社，1988。
- FLT 『仏祖歴代通載』 北京図書館古籍珍本叢刊，77，北京：書目文献出版社，1988。
- YLDD 『永樂大典』 北京：中華書局，1986。
- YS 『元史』 北京：中華書局，1976。

文献表

乙坂 智子

- 1990 「元朝チベット政策の始動と変遷——関係樹立にいたる背景を中心として——」『史境』20, pp. 49-65。

佐藤 長

- 1986 『チベット中世史研究』 同朋舎。

沈 衛榮

- 2003 「元，明代ドカムのリンツァン王族史考証——『明実録』チベット史料研究（一）——」 岩尾一史訳『東洋史研究』61-4, pp. 76-114。

中村 淳

- 1997 「チベットとモンゴルの邂逅——遙かなる後世へのめばえ——」『岩波講座 世界歴史』第11巻中央ユーラシアの統合，岩波書店，pp. 121-146。
- 2005 「元代チベット命令文の総合的研究にむけて」『駒沢大学文学部研究紀要』63, pp. 35-56。
- 2008 「モンゴル時代の帝師・国師に関する覚書」『内陸アジア諸言語資料の解読によるモンゴルの都市発展と交通に関する総合研究』松田孝一編，pp. 209-233。

中村 淳・松川 節

- 1993 「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, pp. 1-92+8pls。

西田 龍雄

- 1970 『西番館訳語の研究』松香堂。

福田 洋一・石濱 裕美子

- 1986 『西蔵仏教宗義研究 第四巻——トゥカン『一切宗義』モンゴルの章——』東洋文庫。

船田 善之

- 2005 「『靈巖寺執照碑』碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『アジア・アフリカ言語文化研究』70, pp. 81-105。

村岡 倫

- 1996 「元代モンゴル皇族とチベット仏教——成宗テムルの信仰を中心にして——」『仏教史学研究』39-1, pp. 79-97。

山本 明志

- 2008 「モンゴル時代におけるチベット・漢地間の交通と站赤」『東洋史研究』67-2, pp. 95-120。

陳 得芝

- 1984 「元代烏思蔵宣慰司的設置年代」『元史及北方民族史研究集刊』8, pp. 1-8。

陳 慶英 (訳)

- 1986 『漢藏史集』拉薩：西藏人民出版社。

洛桑群覚・陳 慶英

- 1984 「元朝在藏族地区設置的駅站」『西北史地』1984-1, pp. 66-75, 13。

——チベットにおけるジャムチの設置——

山本 明志

2007 「元代藏漢交通的駅路路線与臨洮」『成吉思汗与六盤山国際學術研討会論文集』固原, pp. 189–194。

張 雲

2003 『元朝中央政府治藏制度研究』哈爾濱：黒龍江教育出版社。

Das, S. C.

1904 “Tibet under Tatar Emperors of China in the 13th Century A.D.” *JASB*. Extra Number, pp. 94–102.

Petech, L.

1990 *Central Tibet and the Mongols*. (Serie Orientale Roma vol. LXV). Rome: Istituto Italiano per il Medio ed Estremo Oriente.

Tucci, G.

1949 *Tibetan Painted Scrolls*, 3vols., Rome.

注

- (1) 同様の記事は GBYT のサキャパの歴史を記した箇所にもみえる (GBYT, 327)。
- (2) この部分の日本語訳は、沈衛榮の研究中にある (沈 2003, 85)。
- (3) 聖旨を宣読していることから、ダシュマンは開読使臣であるとも考えられる (中村・松川 1993, 14; 船田 2005, 95–97)。
- (4) 河州は ga chu と表記される (西田 1970, 109)。1376 年成立の『ヤルルンジョウオの仏教史』(YC) にはクビライの第七子のアウルクチ (Mon. *Ayruqči*, Tib. *a rog che*) の子孫が ga chu にいたことが記されるが、これは河州がアウルクチ家の分封地であったことを示唆する (YC, 86)。
- (5) チベット・漢地間の交通路上における臨洮の重要性については (山本 2007) があるが、関係者以外入手しにくい文献であるため、改めて発表したいと考えている。臨洮については (中村 2008, 220–24) も参照すべきである。
- (6) 土蕃はチベットを、西川は四川西部を指す。
- (7) このバヤンの事績は、YC にすでに見える (YC, 82)。
- (8) あるいは、戸口調査の結果として記されているものは站戸の数のみであり、チベットの民戸の全体像は、もっと大きく見積もるべきなのかもしれないが、これ以上のことは現段階では不明である。
- (9) No. 14 の go pe と No. 15 の ga ra は、[A] [B] に挟まれた記事の中で、ドトゥーの go dpe 駅・ga re 駅として見えるものと同一であろう (GBYT, 277; Petech 1990, 62, 65)。[A] 以降 [B] が書かれるまでのどこかの段階で、ドトゥー管轄からウの管轄へ変わったと考えられる。この点でも、[A] [B] 二箇所の記事の間に時間差があることがわかる。
- (10) 陳慶英はこれを「三路軍民管戸」と訳すが (陳 1986, 165)、「管戸」の部分、他の箇所では「万戸」と訳しており (陳 1986, 199)、ここも「万戸」で問題なかろう。では「三路」は何を指すのだろうか。「三路」としてまず想起されるのは、漢文史料に見える「烏思藏納里速古兒孫等三路宣慰使司都元帥 (府)」の「三路」である。しかしこの官衙は至元 29 (1292) 年に設置されている。シャーキャサンボがブンチェンだったのは、パクパ生存中 (パクパは 1280 年死去) であるから、この三路を「ウ・ツァン・ンガリ」とすることはできない。考えられるのは、ドメー・ドカム・ウツァンの三宣慰使司を「三路」と呼んだ可能性である。沈衛榮がすでに指摘するように、ドメー・ドカム・ウツァンを「三路」と呼ぶ例は無いわけではないが (『永樂大典』卷 19421 所収『経世大典』站赤 6, 延祐元 [1314] 年 4 月 3 日の条 [YLDD, 7231]), 宣慰使司の管轄区域は「道」と呼ばれるので、これは「三道」とする方が適当である (沈 2003, 83)。あるいは、この「gru」は、「路」ではなく「道」を写したと考えるほうが良いかもしれない。
- (11) hor dmag stong skor bdun gyi nang nas//bdun brgya//stod hor gyi so kha bsrung mi la bzhags// (GBYT,

—チベットにおけるジャムチの設置—

- 291) (訳) モンゴル軍の7つの千戸隊の中から、700 (人) を、stod hor の哨戒所を守備する者にした。
- (12) 村岡倫は、クビライからテムルの時代において活躍したチベット僧タンパについて、その法力を紹介する際に、『元史』巻202、釈老伝の次の記事を引用する(村岡1996, 91)。「元貞の間(1295-97年)、海都(カイドゥ)、西番(チベット)の界を犯す。成宗(テムル)命じて摩訶葛刺(マハーカーラー)神に禱らしむ」(YS, 4519)。この記事の典拠と考えられる『仏祖歴代通載』巻22、膽巴(タンパ)伝にも「是年(元貞乙未=1295年)、使を遣わし師(タンパ)に詔して問いて曰く、『海都の軍馬は西番の界を犯す。師は仏事中に能く退降せしむるや否や』と」(FLT, 458)とある。カイドゥ勢力は1295年にも、まだチベット方面に侵入していたのである。
- (13) 『元史』巻101、兵志4、站赤では「元制の站赤は、駅伝の訳名なり。蓋し以って辺情を通達し、号令を布宣するは、古人の謂う所の郵を置きて命を伝うるにして、未だ此の者より重きは有らず」(YS, 2583)と表現され、駅伝=ジャムチは辺境情勢の報告と、命令の伝達が二つの柱とされていた。
- (14) 『元史』巻87、百官志3、宣政院の条には、烏思藏納里速古児孫等三路宣慰使司都元帥府に属するものとして「納里速古児孫元帥二員」が挙がる(YS, 2198-99)。
- (15) 烏思藏納里速古児孫等三路宣慰使司都元帥府の名は、当該時代の現存するチベット文書にも gtsang dbus mnga' ris skor gsum gyi swon we se'i mi dpon の名で現れる(中村2005, 49-50, 56)。中村の整理によれば、年代が判明している文書のうち、この名称が現れる最も古いものは1304年の第6代帝師リンチェンギェルツェン(rin chen rgyal mtshan)の法旨である(中村2005, 40-41)。

謝 辞

本稿で利用したチベット語史料の一部の解釈については、神戸市外国語大学武内紹人教授、西田愛氏からご助言頂いた。記して感謝の意を表したい。

